15.11.20
639

二十二

一般的不動産ニ関スル権利ノ得喪及変更ハ不動産登記法ノ定ムル所ニ従ヒ登記ニ因リテ其効力ヲ生ス

第九百三十条　前条ノ規定ニ拘ハラス左ニ掲ケタル権利ヲ取得シタル者ハ登記ヲ為ササレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

一　地上権

二　永小作権

三　地役権

四　先取特権

五　質権

六　抵当権

七　賃借権

八　採石権

第九百三十一条　前条ノ規定ニ拘ハラス不動産ノ賃貸借ハ其登記ヲ為ササルモ左ノ場合ニ於テハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得

一　土地ノ賃貸借ニ付テハ其土地ニ登記シタル建物ヲ所有スルトキ

二　建物ノ賃貸借ニ付テハ其建物ニ登記シタル他人ノ土地ノ賃借権ヲ有スルトキ

第九百三十二条　不動産ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其不動産ニ付キ物権ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

第九百三十三条　不動産ノ賃貸人カ賃貸借ノ登記ヲ為スヘキ義務ヲ負フトキハ賃借人ハ賃貸人ニ対シ賃貸借ノ登記ヲ為スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第九百三十四条　不動産ノ賃貸借ハ其登記ヲ為シタル後賃貸人カ其不動産ニ付キ所有権ヲ失ヒタルトキト雖モ賃借人ノ権利ニ影響ヲ及ホサス

第九百三十五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百三十六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百三十七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百三十八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百三十九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十一条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十二条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十三条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十四条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百四十九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十一条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十二条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十三条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十四条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百五十九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十一条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十二条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十三条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十四条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百六十九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十一条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十二条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十三条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十四条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百七十九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十一条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十二条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十三条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十四条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百八十九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十一条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十二条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十三条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十四条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第九百九十九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千一条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千二条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千三条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千四条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千五条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千六条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千七条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千八条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千九条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第千十条　不動産ノ賃貸借ハ其期間カ満了スルトキハ更新ノ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス